



☎先着 抽選 定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

項目	日時	場所	問い合わせ☎
行政相談	4月17日(水) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	
司法書士による相談 要予約 抽選6名	4月11日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付:4月10日(水) 正午まで	市役所 2階入札室、入札控室	秘書広報課
土地境界相談 要予約 抽選6名			
弁護士による相談 要予約 抽選8名	4月18日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付:4月3日(水) まで初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 要予約 抽選2名	4月12日(金)、26日(金) 午後1時30分～(1人50分) 受付:各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
市民ふくし相談 日常生活の困りごと、ひきこもりなど	①4月1日(月) 午後1時30分～4時 ☎ ②4月10日(水)、17日(水)、27日(水) 午前10時～午後3時 ☎	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
司法書士による 成年後見専門相談 要予約 抽選3名	4月11日(水) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談	①月～金曜 ☎ ②4月5日(金)、③18日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	4月12日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
税務相談 要予約 抽選4名	4月10日(水) 午後1時30分～3時30分 ☎ 受付:4月8日(月)まで	市役所 3階第4相談室	税務課
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	4月16日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談 うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎ (時間外は他の相談窓口を紹介)	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 89-2471
青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 ☎	教育センター 2階	教育センター 82-8686
児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 2階 子育て支援課	子育て支援課 83-2266
高齢者虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階 地域包括支援センター	介護保険課 89-2337
女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時～4時 木曜 午前10時～正午 } 予約相談 (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331 ①89-2354
女性のための 弁護士相談 要予約 抽選4名	4月24日(水) 午後1時50分～4時30分 受付:4月19日(金)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜 ☎	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階障害福祉課	
福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②4月3日(水)、19日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障害福祉課 ☎89-2449
身体障がい者相談	4月6日(土) 午前10時～午後3時	市民活動センター	

## 三木警察署だより ☎82-0110

### 「ひょうご防犯ネット」で特殊詐欺の情報を配信しています

市内では、今年に入って大手通信事業者をかたった自動音声を用いたアポ電(特殊詐欺の予兆電話)の他、警察官、検察官、年金機構などをかたったアポ電が発生しています。

犯罪に巻き込まれていると信じ込ませ、新たに口座を開設するよう誘導したり、還付金があると言ってATMに誘導したりするものです。

このような電話がかかってきたら、すぐに警察へ通報してください。



#### ひょうご防犯ネットで危険を察知!

「ひょうご防犯ネット」は、兵庫県警察から身近で発生した犯罪情報や防犯情報などをメールでお知らせします。

▶**配信内容** 子ども・女性に対する犯罪  
ひったくり・路上強盗  
特殊詐欺 など

▶**登録方法** 右の二次元コードから申し込んでください。



## 消費生活相談

### ■ 消費者トラブルで困っていませんか?

問(市)生活安全課

消費生活センターでは、生活における商品やサービスに関する事業者との契約トラブルについて、市民からの相談を消費生活相談員がお受けし、解決に向けた助言や情報提供などを行っています。

#### よくある相談事例

- ・通販のお試しで1回購入しただけの商品が何度も届く
- ・訪問者に家の点検をしてもらい、高額の仕事に契約してしまった
- ・「あなたの携帯が使えなくなります」などの不審なメールが届く
- ・市役所職員を名乗り、医療費などの還付金を受け取れると言ってATMを操作させる

#### 相談するときは

- ・トラブルに遭った本人または、詳しく説明できる人が相談してください。
- ・相談前に契約書類などの関係書類をできるだけ整理して持参してください。
- ・お聞きした情報などは、相談処理の目的以外には利用しません。
- ・消費生活に関するもの以外は相談できません。(人間関係、労働問題、事業者からの相談など)

毎月掲載している「消費生活相談事例」では、実際にあった事例を紹介していますが、解決方法はそれぞれの状況によって異なります。トラブルに遭わないための参考にしてください。

#### 契約や商品に関するトラブルや多重債務に関する場合は消費生活相談へ

**日時** 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時

**場所** 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

